

## 大分大学医学部関連教育病院運営協議会規程

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分県立病院（以下「県立病院」という。）が大分大学医学部（以下「本学部」という。）の関連教育病院となることに関する協定書（平成15年10月1日締結。以下「協定書」という。）第4項に基づき設置された大分大学医学部関連教育病院運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (協議事項)

第2条 協議会は、協定書の定めるところにより県立病院における本学部学生の臨床実習教育に関する事項について協議する。

### (組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長、副学部長（総務・教育担当）、附属病院長、医学教育センター長、医学教育センターの教授、教務委員会臨床医学部会長、学部長が指定する医学科の教授8人及び学生支援部長
- (2) 県立病院の院長、副院長（医師）、がんセンター所長、総合周産期母子医療センター所長、院長が指定する診療科部長8人及び事務局長

### (委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会は、第3条第1号及び第2号に掲げる委員の各々過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、協議会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (専門委員会)

第7条 協議会に、特定の事項を調査・検討させるため専門委員会を置くことができる。

### (事務)

第8条 協議会の事務は、県立病院事務局総務課の協力のもとに、医学・病院事務部学務課において処理する。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

### 附 則（平成16年医学部規程第3-11号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年医学部規程第3-4号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成19年医学部規程第3-9号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年医学部規程第3-1号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年医学部規程第3-12号）  
この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年医学部規程第3-2号）  
この規程は、平成22年2月9日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部関連教育病院運営協議会規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年医学部規程第3-5号）  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。